

第2期新潟県見附市基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

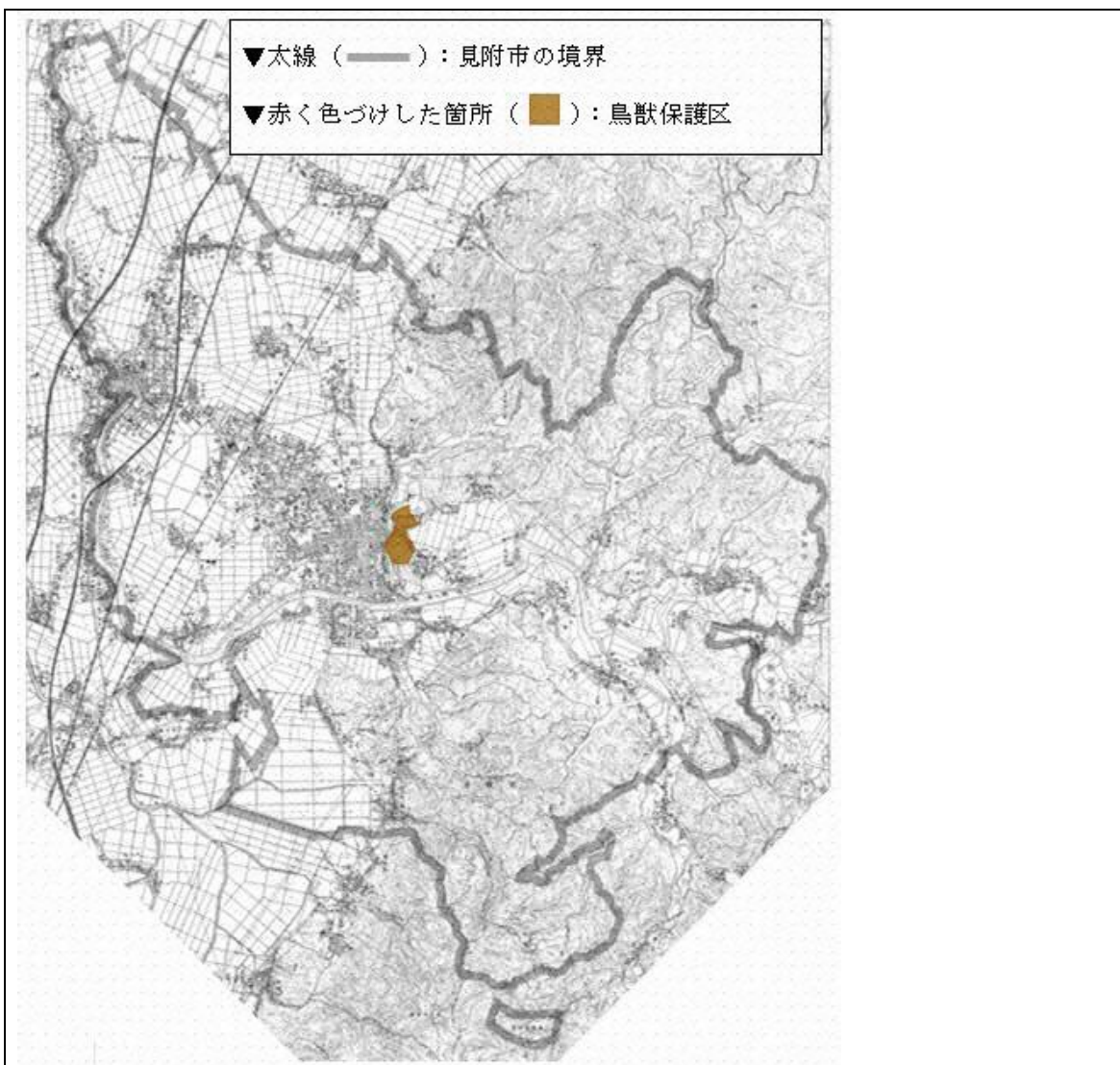
設定する区域は、令和5年12月現在における新潟県見附市の行政区域とする。面積は7,791ヘクタール（見附市面積）である。

本区域は次の区域を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（新田観音山）
- ・国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等

また、次の区域は本区域には存在しない。

- ・自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、新潟県自然環境保全地域
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ・自然公園法に規定する国立公園、国定公園、県立自然公園
- ・環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- ・生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- ・自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
- ・シギ、チドリ類渡来湿地



（２）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

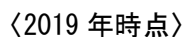
新潟県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の刈谷田川が流れ、長岡市と三条市に隣接する自然に恵まれた比較的平坦な都市である。昭和の大合併により６つの町村が合併して誕生した市であり、刈谷田川の舟運で栄えた見附地区と今町地区を中心に複眼都市として発展してきた。面積は7,791ヘクタールで、平成の合併には参加しておらず、新潟県内で一番コンパクトな市である。

【産業構造】

本市の産業は繊維産業を基幹産業に発展してきた。染色、織物、ニットなどの総合繊維産地として全国的にも知られている。近年では、新潟県の中心に位置しているという立地条件や交通の優位性を生かし、企業誘致を積極的に進め、昭和40年代後半では約9割を占めていた繊維のみに依存する産業構造から、産業用切削工具製造や先端加工組み立て型産業の集積を活用した先進的ものづくり分野など多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造へと移行している。令和元年の工業統計調査（従業者4人以上）によると、事業所数は

製造業以外の産業では、恵まれた道路交通網を活用した、流通業の集積も進んでいる。平成29年5月には新潟県中部産業団地内に日本郵便㈱が新潟県内の郵便物を集約する地域区分郵便局として、物流ソリューション機能も持つ「新潟郵便局」を開設した。

〈1986 年時点〉



【インフラの整備状況】

○道路・公共交通

北陸自動車道中之島見附 I C 及び国道 8 号並びに上越新幹線といった高速交通体系に容易にアクセスできる恵まれた環境にある。東日本旅客鉄道東京駅からは約 100 分、首都圏から車で約 3 時間、新潟空港、新潟東港のある新潟市まで車で約 40 分の距離にあり、また、関西方面や東北方面へのアクセスも確保されている。

○流通

新潟県中部産業団地内にインランド・デポ（内陸地域通関施設）として、(株)商船三井ロジスティクスが操業しており、内陸通関ならではのメリットと恵まれた立地による輸送ルートでトータルコストの削減とリードタイムの短縮を実現している。

○公的試験研究機関

市内には新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センターがあり、市内企業をはじめとした企業の支援を行っている。

また、長岡技術科学大学との連携により、企業の技術開発に関する相談対応等の支援を行っている。

【人口分布の状況】

都市計画区域が 60 ㎢、都市計画区域外が 17 ㎢となっており、人口約 3.9 万人のうち、市街化区域の人口は約 3.1 万人で全市の約 79%を占めているが、残りの約 21%の約 8,000 人は市街化調整区域又は都市計画区域外に点在する集落地域に住んでいる。

【スマートウェルネス】

住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち「スマートウェルネスみつけ」の実現に向け、普段の生活で自然と必要な運動量が満たされる「歩いて暮らすまち」を目指し、外出したくなる魅力的な施設を市街地に集約し、それらと各地域をつなぐ公共交通網の整備に取り組んでいる。また、歩きたくなる道路等の整備、地域コミュニティの推進、健幸教育・啓発に取り組んでいる。

【観光資源】

ニットのファクトリーアウトレットや料亭ランチなどの既存の観光資源の磨き上げや、みつけイングリッシュガーデンやパティオにいがたなどの新たな観光資源の創造に取り組み、それらを組み合わせたバスツアーの誘致を実施し、県内外からのツアーを受け入れている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

見附市では、基幹産業として発展してきた繊維産業に加え、高い技術とノウハウが集積した「先端加工組み立て型産業」と「健康づくり関連産業」のさらなる集積をはかるため企業誘致等に取り組んだ結果、多種多様な業種が集積するバランスのとれた産業構造へ変革してきている。また、観光・物産振興への取り組みの強化を図るなど、歴史と伝統を基礎としたアイデンティティを守りながら時代に合わせた変化への対応と地域資源の活用を行い、各産業において高い経済的波及効果を目指す。

①歴史と技術に裏打ちされた「MITSUKE KNIT」ブランドなどを活用した繊維産業のブランド力向上

○本市はかつて繊維産業を基幹産業として発展してきた。その起源は古く、「見附結城」は幕末には全国的にその名を知られており、かつては、本市の製造品出荷額の約9割を占めていた。近年は安価な海外製品などに押されたり、他業種の産業集積が進んだことで製造品出荷額に占める割合は約4.6%となった。

繊維製品の国産比率は、2%程度と言われている一方で、良質な日本製品のニーズは高まっており、本市にはまだ高い技術と品質を誇る企業が集積している。高品質の見附産の繊維製品を国内外へ発信し、販路を拡大することで、出荷額の維持、また、見附市の繊維産業振興事業補助金により繊維産業界の販路開拓・人材育成へ向けた取り組みへの支援を行い、質の高い雇用を創出していく。

②高い技術とノウハウが集積した「先端加工組み立て型産業」と「健康づくり関連産業」のさらなる集積

○バランスのとれた産業構造を目指し、企業誘致等に取り組んだ結果、新潟県中部産業団地を中心に多くの企業が進出し分譲率は100%となり、多種多様な業種が集積するバランスのとれた産業構造へ変革している。なかでも生産用機械器具製造業を中心とした「先端加工組み立て型産業」(※1)及び「健康づくり関連産業」(※2)と、その関連産業(※3)の集積に力を入れてきた。その結果、製造品出荷額に占める割合は95.5%となった。進出した企業が周辺企業との情報交換や市との連携・支援を通じて見附市に進出した優位性を享受し、さらなる事業の拡大及び関連企業の誘致を行うことで、質の高い雇用の創出、関連産業への経済波及効果を生み出していく。

※1「先端加工組み立て型産業」

(日本標準産業分類上の業種名)

18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業、24 金属製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業、30 情報通信機械器具製造業、31 輸送用機械器具製造業(312 鉄道車両・同部分品製造業、313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業を除く)

○製造品出荷額 9,564,324 万円 76.5% ※2020 年工業統計調査(非公開項目除く)

※2「健康づくり関連産業」

(日本標準産業分類上の業種名)

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(うち 102 酒類製造業、105 たばこ製造業、106 飼料・有機質肥料製造業を除く)、11 繊維工業、15 印刷・同関連業、16 化学工業、18 プラスチック製品製造業、19 ゴム製品製造業、25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業、27 業務用機械器具製造業、29 電気機械器具製

造業

○製造品出荷額 9,951,637 万円 79.6% ※2020 年工業統計調査（非公開項目除く）

※3：1、2の関連業種

（日本標準産業分類上の業種名）

44 道路貨物運送業、47 倉庫業、48 運輸に附帯するサービス業、50 各種商品卸売業、52 飲食料品卸売業、54 機械器具卸売業、55 その他の卸売業、56 各種商品小売業、71 学術・開発研究機関

③見附が育んだ味、戊辰戦跡などの歴史とみつけイングリッシュガーデンをはじめとした新たな魅力を活用した観光物産の磨き上げ

○当市には伝統に培われた食や物産、新旧の観光資源が存在しており、これらの資源を有効に活用し、観光客の誘致、見附産品の販路拡大、ブランディング、新商品の開発を図るため、市内の観光・物産に関わる組織が再編する形でそれまで任意団体であった「見附市観光物産協会」が平成30年度に一般社団法人化され、観光・物産振興の取り組みの強化を図っており、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類に移行されたことを受け、新潟東港に寄港するクルーズ船のツアー誘致や長野県3ヶ所、新潟県2ヶ所の公園等で構成する長野・新潟ガーデンロード連携協議会で連携した事業展開を模索し、更なる交流人口の拡大と地域経済の活性化を企図する。

（2）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

1件あたり4,752万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、促進区域で608百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、承認件数を設定する。

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額（全産業）	一百万円	608 百万円	—

（算定根拠）

・現状については、承認地域経済牽引事業計画の承認がないため、記載しない。

・4,752 万円（牽引事業1事業者あたりの平均付加価値創出額）×10 件（目標承認件数）＝608 百万円

1件あたり平均4,752万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.28倍（新潟県における全産業の生産波及の平均）の波及効果を与え、促進区域で608百万円の付加価値を創出することを目指す。

令和3年経済センサスー活動調査によると新潟県における全業種での1事業所当たりの

付加価値額は4,243万円である。見附市の製造業1社あたりの付加価値額増加率（過去5年相当＝12％）を考慮した額＝4,752万円を目標額として設定。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	10件	—

（算定根拠）

現状については、承認地域経済牽引事業計画の承認がないため、記載しない。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が4,243万円（新潟県の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス－活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2％増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で2％増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で1％増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2％増加すること

なお、（２）、（３）の指標については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

- (1) 重点促進区域
該当なし。
- (2) 区域設定の理由
- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①見附独自ニットブランド「MITSUKE KNIT」に代表される繊維関連産業の集積を活用した繊維産業分野
- ②産業用切削工具の分野で将来有望な「超硬製エンドミル」の製造で高い技術力を誇る企業や「有機 EL ディスプレイ量産製造装置」で世界トップクラスのシェアを占める企業などの先端加工組み立て型産業の集積を活用した先進的ものづくり分野
- ③「スマートウエルネスみつけの推進」など、見附市と大学等産学官が連携して取り組む「健康なまちづくり」の知見を活用した健康・ヘルスケア分野
- ④「みつけイングリッシュガーデン」、「みつけ健康の湯 ほっとびあ」、「道の駅 パティオにいがた」などの観光資源を活用した観光・物産分野

(2) 選定の理由

- ①見附独自ニットブランド「MITSUKE KNIT」に代表される繊維関連産業の集積を活用した繊維産業分野

本市はかつて繊維産業を基幹産業として発展してきた。その起源は古く、「見附結城」は幕末には全国的にその名を知られており、かつては、本市の製造品出荷額の約 9 割を占めていた。近年は安価な海外製品などに押されたことや、他業種の産業集積が進んだことで製造品出荷額に占める割合は約 4.6% (569 千万円：2020 年工業統計調査) となっており、雇用者数は製造業の 22.9% (973 人) を占めている。また、事業所数を見ても製造業（従業者数 4 人以上の事業所）のうち繊維工業品産業は、全体の 29.6% にあたる 32 事業所が集積 (2020 年工業統計調査) しており、高い技術と品質を誇るとともに、見附市にとって現在も重要な産業である。なお、令和 3 年新潟県繊維産地概要によると、令和 3 年における本市のニット生産高は 3,088,559 千円で、新潟県全体における生産高 11,786,589 千円の約 26.2% となっており、いずれも県内で大きな位置を占めている。

近年の取組としては、ニットでは、ニットメーカー 6 社が平成 21 年に各社が長年培ってきた確かな技術を活かして、「MITSUKE KNIT」ブランドを立ち上げ、共通ロゴマークの製作による見附産地の PR やモンゴルカシミア製品の展開により見附のものづくりを国内外へ発信している。見附産の商品を中心に扱うファクトリーショップ「プリメイラ」では工

場見学とあわせたバスツアーなどによる県内外からの観光客にも対応するなど令和4年度は6,368人の来店者があった。また、ニット人材養成のために開催している「見附商工会ニット塾」には毎年約20名の参加があり、さらに、見附ニット工業協同組合では、将来の人材確保を目指して、平成29年度からインターンシップの受け入れも行っており、首都圏の専門学校などから学生が市内企業で研修を行った。これらの取組については、見附市も財政的な支援を行っている。

今後は、これまでの受託生産だけではなく、産地のブランド化を進め、高品質の見附産の繊維製品を国内外へ発信し、販路を拡大することで、出荷額の維持、質の高い雇用を創出し、繊維産業分野に取り組んでいく。

②産業用切削工具の分野で将来有望な「超硬製エンドミル」の製造で高い技術力を誇る企業や「有機ELディスプレイ量産製造装置」で世界トップクラスのシェアを占める企業などの先端加工組み立て型産業の集積を活用した先進的ものづくり分野

近年では、新潟県の中心に位置しているという立地条件や交通の優位性から見附テクノ・ガーデンシティ（新潟県中部産業団地）を中心に多くの企業が進出し、製造業では昭和40年代後半には約9割を占めていた繊維のみに依存する産業構造から、現在はプラスチック製品製造業、生産用機械器具製造業など、多種多様な業種の共存によるバランスのとれた産業構造へ移行している。

見附市独自の優遇策として、平成13年度に「見附市企業設置奨励条例」を制定。見附市に工場等を新設する企業及び、既存の工場等を増設する企業に対し、一定の要件を満たした場合、「奨励企業」に指定し、企業に対する助成金や当該の固定資産税・都市計画税を免除することで企業誘致をすすめた結果、見附テクノ・ガーデンシティ（新潟県中部産業団地）は平成29年6月に分譲が完了した。特に、生産用機械器具製造業を中心とした「先端加工組み立て型産業」の集積に力を入れてきた結果、産業用切削工具の分野でニーズが高い「超硬製エンドミル（高い耐摩耗性が必要な金属加工用切削工具）」を製造するユニオンツール株式会社や「有機ELディスプレイ量産製造装置」の製造で世界トップシェアを誇るキヤノントッキ株式会社など、高い開発力と技術力を有する企業が集積した。

先端加工組み立て型産業の製造品出荷額は9,564,324万円（見附市の製造品出荷額の76.5%：令和元年工業統計調査）となった。また、若者をはじめとした雇用確保にも貢献している。なお、「見附市産業技術支援補助金」、「見附市設備投資応援補助金」により、企業の新技術開発や、設備投資を支援している。

このような、成長性のある高い技術力の集積や、さらなる技術開発を支援することで、先端加工組み立て型産業を中心とした先進的ものづくり分野に取り組んでいく。

③「スマートウェルネスみつけの推進」など、見附市と大学等産学官が連携して取り組む「健康なまちづくり」の知見を活用した健康・ヘルスケア分野

当市では健康づくり施策に長年力を入れており、平成14年度より中高年の寝たきり予防のため、筑波大学との連携により、科学的根拠に基づく「健康運動教室」を開始、平成23年度には第4次総合計画 後期基本計画の重点プロジェクトとして、「スマートウェルネス

みつけの推進」(＝市民が健やかで幸せにとの願いを込めた「健幸(けんこう)」という理念で、健康への関心がうすい市民でも健康になれるようなまちづくり)に取り組んできており、平成24年には「見附市健幸基本条例」「見附市歩こう条例」を制定してスマートウェルネスの考え方をまちづくりの中核に据えて取り組んでいる。令和4年度における当市の介護認定率は17.66%と全国19.06%、新潟県18.80%と比較しても低い傾向にある。

平成26年には、当市が取り組む「超高齢化・人口減少社会を克服するスマートウェルネス都市」が国の「地域活性化モデルケース」に認定されるなど、国からもまちづくりが評価されている。平成28年度からスタートした「第5次見附市総合計画」では、目指す都市の将来像に「スマートウェルネスみつけ」を掲げ、「健幸」の理念をまちづくりの要素すべてに広げて超高齢・人口減少社会において持続可能なまちづくりに取り組み、令和3年度からの後期基本計画では「スマートウェルネスみつけの実現」を全ての施策に共通する大きな方向性として位置づけ取り組んでいる。

また、近年、健康づくりに対する社会ニーズが拡大していることから、「健康・ヘルスケア分野」の将来性は高いと考える。

持続可能なまちづくりのため、市の健幸施策との連携やこれまでの施策によって蓄積したデータ等の活用を視野に入れながら、健康・ヘルスケア分野に取り組んでいく。

④「みつけイングリッシュガーデン」「みつけ健幸の湯 ほっとぴあ」「道の駅 パティオにいがた」などの観光資源を活用した観光・物産分野

当市では、刈谷田川の舟運により栄えたかつての川湊を中心に残り、全国から訪れる商人を満足させた料亭、舌の肥えた見附人が育んだ銘菓、本格的な英国式庭園「みつけイングリッシュガーデン」(平成21年オープン令和5年度に累計入場者200万人突破※令和5年度6月現在)、「みつけ健幸の湯 ほっとぴあ」(平成28年オープン令和5年度累計来場者数約130万人※令和5年度9月現在)、交流の促進とまちなかの賑わい創出を目的に建設された「道の駅 パティオにいがた」(平成25年オープン令和5年度累計入場者約1,070万人※令和5年度9月現在)、ニット工場の見学、ファクトリーアウトレット「プリメイラ」などの観光資源が充実してきている。物産分野では一般社団法人見附観光物産協会による「見附ブランド」やインターネットショッピングモール「どまいち」の運営。また、春と秋に開催される「見附ニットまつり」には、産地ならではのお得で高品質な商品を求め、市内外から約4万人が訪れている。

当市今町地区は北越戊辰戦争の激戦地としても知られており、道の駅 パティオにいがたへの今町戦争ジオラマの設置と歴史ガイドグループ「なびらーず」によるまち歩きガイドを実施している。

当市は観光面において県内では後発であるが、このように新旧の観光物産資源が充足しつつあり、一般社団法人 見附市観光物産協会を中心に、観光・物産の取組みを進めている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

歴史ある繊維産業、恵まれた立地環境を背景とした企業の進出、観光資源の支援・活用にあたっては、それらを市内外へ広く発信するとともに、地域の関係者のニーズを把握し、国・県との信頼関係のもと、国・県の支援策も活用しながら事業環境を整えていく必要がある。これにより、事業コストの効率化を図りながら、本地域の魅力を磨き上げていく。

(2) 制度の整備に関する事項

①「見附市産業技術支援補助金」：見附市

市内に住所又は事業所を有する中小企業・事業協同組合等が行う高付加価値製品の開発、生産技術の高度化・課題解決に対し、対象経費の半額（最高 200 万円：令和 5 年度現在）を助成する。

②「見附市設備投資応援補助金」：見附市

市内の工場等（製造業）に設備投資を行う中小企業者のうち、市内で 1 年以上事業を営んでいる事業所に対し、取得価格の 20%（最高 100 万円：令和 5 年度現在）を助成する。

※構築物、車輛及び運搬具、工具、機具及び備品は対象外

③「見附市企業設置奨励条例」：見附市

見附市に工場等を新設する企業及び、既存の工場等を増設する企業に対し、一定の要件を満たした場合、「奨励企業」に指定し、優遇措置を適用する。主には当該の固定資産税・都市計画税を 3 年間免除する。

④不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置：新潟県

一定要件を課した上で、不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置に関する条例を制定する。

⑤新たな産業団地整備の検討

新たな産業団地の造成やそれに伴う企業立地促進のための優遇制度等を検討する。より一層の企業集積を進めることで、地域経済の拡大、活性化を図る。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①「とうけい」

見附市の保有する各種統計調査の結果も含めた市勢全般の基礎的な統計資料を毎年更新し、市ホームページを通じて公開する。

②「産業応援 e ネット」

見附市が実施する企業に対する各種補助制度や国・県からの有益な情報を見附市独自のメール配信を使い、配信する。配信の登録は市ホームページからオンラインサービス

で登録が可能。

③「緊急情報メール」

②と同様の仕組みで必要に応じて、大雨等の災害、事故等による道路情報等を配信する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

以下のような枠組みを活用し、事業環境整備の提案へ対応を行う。

①「進出企業交流会」：見附市地域経済課では、年2回、進出企業等に広く呼びかけ「進出企業交流会」を開催している。交流会には市長、副市長も出席し、企業と直接交流し、意見交換を実施している。

②「景況調査」：見附市地域経済課では年に2回、市内の主要企業や組合等75社に対し、「景況調査」を実施している。調査票には市への要望欄を設けている。

③「企業誘致担当」：令和5年度から見附市地域経済課内に企業誘致担当を置いている。

④「企業訪問」：不定期であるが、地域経済課の担当者と関係課の担当者で進出企業等を訪問している。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①公共交通網の充実

ア 必要性

主要な公共交通とそれを結ぶ公共交通を連携させて、自由に安心して移動できる利便性の高い都市交通体系の整備を進めることが必要。

イ 期待される取組

「見附市地域公共交通総合連携計画」を策定し、JR路線との連結を考慮したコミュニティバスの運行を行う事で、公共交通を利用した通勤環境の利便性が向上の取組を推進している。

②事業承継

ア 必要性

拠点整備や設備投資等の後も継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含め地域に波及効果がもたらされるよう、既存企業や新規誘致企業を問わず、継続的なフォローアップを実施し、新たな課題やニーズ等に迅速に対応することが必要。

イ 期待される取組

市内の事業者に対する円滑な事業承継を支援するため、公益財団法人にいがた産業創造機構では「新潟県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、「創業を目指す起業家」と「後継者不在の事業主」とのマッチングや、外部専門家によるサポートを実施している。

また、見附市では公益財団法人にいがた産業創造機構の協力を得て事業承継セミナーを実施している。

③技術支援・D X支援等

ア 必要性

地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域の企業の技術力の向上等により競争力の向上や新分野への進出を促進することが重要であり、そのためには技術開発やD X化が必要となるが、中小企業においては、それに充てる資金や人材が十分ではなく、支援が必要とされている。

イ 期待される取組

中小企業における技術開発やD X化を支援するため、長岡技術科学大学等の研究機関等と連携して研究開発や販路開拓等の支援に取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度 (初年度)	令和7年度～10年度 (最終年度)
【制度の整備】		
①見附市産業技術支援補助金	運用	運用
②見附市設備投資応援補助金	運用	運用
③見附市企業設置奨励条例	運用	運用
④不動産取得税、法人県民税、事業税の減免措置	運用	運用
⑤産業団地整備の検討	検討	検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
①とうけい	8月 「とうけい2024」見附市ホームページ公開	8月 「とうけい2025」見附市ホームページ公開
②産業応援eネット	運用	運用
③緊急情報メール	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
①進出企業交流会	6月・2月 開催	6月・2月 開催
②景況調査	5月・11月 調査	5月・11月 調査
③企業誘致担当	運用	運用
④企業訪問	運用	運用
【その他】		
①公共交通網の充実	運用	運用
②事業承継	セミナー開催	セミナー開催
③技術開発懇談会	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当っては、中小企業庁が設置する中小企業大学校、新潟県が設置する公益財団法人にいがた産業創造機構、新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター、地域の大学としての長岡技術科学大学、長岡大学等、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、見附市では、これらの支援機関と連携して、地域経済牽引事業の促進に向けて、企業などとの連携を支援していく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①中小企業大学校三条校

中小企業大学校三条校は、中小企業者の人材育成を図るために研修を実施している。
なお、見附市はその研修受講料の一部を助成し、人材育成を支援する。

②公益財団法人にいがた産業創造機構（N I C O）

本県産業の活性化及び中小企業の発展を目的に、新規創業や新分野進出等の経営革新、製品開発・技術開発、付加価値向上、販路開拓、経営基盤強化、人材育成、産学連携、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。

③新潟県工業技術総合研究所素材応用技術支援センター

企業間リンケージの形成、技術指導、試験研究機器の貸付、情報発信等により、市内はもとより県内企業が直面する技術課題の解決を支援する。

④新潟県立テクノスクール

県内4校（新潟市、上越市、三条市、魚沼市）において、学卒者等を対象に地域産業を支えるものづくり分野のほか、求職者を対象に多様な職業訓練を実施。

企業立地等に合わせた訓練の実施により人材の育成・確保を支援。

在職者を対象として、生産技術の高度化や新分野への進出、技能検定や各種国家検定試験対策などの職業訓練によりスキルアップを支援。

⑤地域の大学

【長岡技術科学大学】

長岡技術科学大学は、研究成果等の産業界等への積極的な発信・還元を目的に、産学官連携・知的財産本部を設置し、企業の技術開発などに対する支援・連携を行っている。

その中で、見附市と長岡技術科学大学は、双方が持つ人材や資源をより効果的に活用することで地域社会の発展に貢献していくため、平成25年3月に「包括連携協定」を締結した以降、市内企業の新技術・新製品開発及び産学連携の支援、技術者同士の交流を目的に、同大学の教授が講師となり、テーマを定めた「技術開発懇談会」を開催し

ている。今後も大学の持つ知見を地元企業の技術開発などに活かしていくために、市として連携の支援を行っていく。

【長岡大学】

長岡大学は同大学申請の「長岡地域＜創造人材＞養成プログラム」が、平成 25 年度の文部科学省「地（知）の拠点整備事業」＝大学ＣＯＣ（center of community）事業に採択されるなど、自治体との連携による地域課題解決に向けた取組を進めている。

見附市では人との出会いと交流をサポートするまちの情報発信拠点「まちの駅ネットワーク」を推進しており、長岡大学が、長年、「まちの駅ネットワーク」に関する調査研究に取り組んでいることから情報交換や事業連携を実施し、その知見等を市内まちの駅にフィードバックしている。今後は創業・起業活性化による産業活性化などの分野でも連携を図っていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

地域経済牽引事業の促進に際しては、環境関係法令を遵守する。特に見附市ふるさと美化条例や新潟県環境基本条例及び、同条例 10 条に基づき策定された新潟県環境基本計画に基づき、本市の良好な環境を保全し、将来に継承していくための配慮を行う。

周辺の土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

新規開発が伴う等の大規模な地域経済牽引事業を行う場合は、住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていくものとする。

ハヤブサは国内希少野生動植物種に指定されているが、県内では数は少ないものの、全県で見られることから、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聞くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮する。

（２）安全な住民生活の保全

犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」及び「見附市安全安心なまちづくり条例」に基づき、行政並びに住民、企業及び民間の団体等による犯罪の防止のための自主的な行動、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備、その他犯罪の発生する機会を減らすための取組みを推進していく。

事業活動を行うに当たっては、地域住民等が安全で住みよい地域社会を実現するため、警察や消防等と連携し、犯罪を未然に防止する活動や防犯・防災意識の高揚等に取り組んでいく。地域経済牽引事業者を始めとする様々な事業活動に当たっては、犯罪を抑止するとともに、犯罪又は事故の発生時における警察など関係機関に対する連絡体制の構築及び捜査への協力に努め、安心で安全な住みよいまちづくりを推進していく。

(3) その他

①PDCA体制

本計画のPDCAについて、年1回、地域経済牽引事業所管課と関係課で承認地域経済牽引事業計画の効果を検証し、本計画の実効性を高めていく。併せて、新潟県との情報交換及び協議を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「見附市基本計画（同意基本計画の名称）」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取り消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。